

白山市議会議員政治倫理条例施行規則

平成17年3月30日

議会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、白山市議会議員政治倫理条例(平成17年白山市条例第231号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調査請求の手續)

第2条 条例第4条の規定により調査請求をしようとする者は、調査請求書(別記様式)を議長に提出しなければならない。

(審査会の組織)

第3条 白山市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、会議の進行をする。

2 審査会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の4分の3以上の賛成で決する。

4 前項の場合においては、会長は、委員として表決に加わるものとする。

(意見の開陳)

第5条 審査会は、条例第6条第1項の審査を行うに当たっては、当該議員に意見を述べる機会を与えなければならない。

(審査結果の公表)

第6条 条例第8条第2項に規定する審査結果の概要の公表は、市広報に掲載して行うものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

別記様式(第2条関係)

年 月 日

白山市議会議長 様

請求者

白山市議会議員

㊟

//

㊟

//

㊟

//

㊟

//

㊟

白山市議会議員政治倫理条例第4条の規定に基づき、次のとおり調査を請求
します。

1 違反していると認められる議員の氏名

2 違反していると認められる倫理基準

白山市議会議員倫理条例第 条第 項第 号

3 違反の内容

添付資料

1 違反していると認めるに足りる事実を証する書面